諮問番号：令和５年度諮問第２５号

答申番号：令和５年度答申第３２号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　〇○○長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年１０月２１日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は、自身の転勤が、障がいを持つ妻と子の障がい悪化の理由になると判断し、全国総合職から地域総合職になったことによって、給料が１５％減額する。また、自宅マンションの修繕積立金が毎年増加することもあり、生活を維持することが大変困難になる。

子は〇○○で軽度の知的障害もあり、妻は毎日学校の送迎をしなければならない。また、学校に通えない日も多く、その場合妻が常に付き添う必要がある。

さらに、妻本人も○○○○があるため、労働することは無理である。

よって、特別児童扶養手当（以下「手当」という。）は生活に必要なものであり、もう一度審査して頂くことを望む。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第６条において、手当は、受給資格者の前年の所得が、当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の８月から翌年７月までは、支給しないこととされている。また、支給制限の判断に係る扶養義務者の所得の範囲及びその額の計算方法並びに扶養親族等に係る所得制限限度額については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第　２０７号。以下「施行令」という。）に掲げるとおりである。

本件についてみると、処分庁から提出された、令和２年１０月２１日付けの「決裁用所得情報（特別児童扶養手当）」（以下「本件所得情報」という。）によると、審査請求人の扶養親族等の合計数は２人であることが認められる。

そうすると、施行令第２条第１項の規定に基づく令和元年分の所得に係る審査請求人の所得制限限度額は、４，５９６，０００円に、１人あたり　　　３８０，０００円に扶養親族２人分を乗じた額である７６０，０００円を加算した５，３５６，０００円となることが認められる。

これに対して、審査請求人の令和元年分の所得額は６，５５１，７１２円とされており、この額から、施行令第５条第１項に定める社会保険料等相当額として８０，０００円、施行令第５条第２項第１号に定める医療費控除額として９０，９８０円、小規模企業共済等掛金控除額として４７，８８０円、施行令第５条第２項第２号に定める特別障害者控除２名分として８００，　０００円をそれぞれ控除すると、法第６条の規定に基づく審査請求人の控除後の所得額は５，５３２，８５２円となる。

そうすると、審査請求人の控除後の所得額５，５３２，８５２円は、所得制限限度額である５，３５６，０００円を超過していることが認められることから、処分庁が行った所得に係る審査の過程に誤りはみられない。

なお、令和２年９月３日付けの「決裁用所得情報（特別児童扶養手当）」と比較すると、医療費控除及び特別障害者控除の項目が追加されていることが確認できるが、前記のとおり、これらを適用したとしても、審査請求人の所得が所得制限限度額を上回ることは明らかである。

したがって、法第６条の規定に基づき令和２年８月から令和３年７月まで支給停止とした本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

（２）審査請求人は、自身の環境の変化や家庭事情を述べ、生活が困難な状況であることを理由に、本件処分の不当性を主張している。しかしながら、前記のとおり、手当は法令に基づいて支給されるものであり、処分庁には、法令による事務処理が義務付けられているところ、審査請求人が主張するような諸事情を考慮すべきとする法令が存しない以上、上記主張は理由がないと言わざるを得ない。

**第４ 調査審議の経過**

　令和５年１１月　６日　　諮問書の受領

令和５年１１月　６日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月２０日

口頭意見陳述申立期限：１１月２０日

　令和５年１１月２０日　　第１回審議

　令和５年１２月１８日　　第２回審議

**第５ 審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）特別児童扶養手当等の支給に関する法律〔法〕

第１条　この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第２条　この法律において「障害児」とは、２０歳未満であつて、第５項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

２－５　（略）

第３条　国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき（中略）は、その父若しくは母（中略）に対し、特別児童扶養手当（中略）を支給する。

２－５　（略）

第６条　手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第３条第１項に規定する者で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の８月から翌年の７月までは、支給しない。

（２）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令〔施行令〕

第２条　法第６条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法（中略）第３条第１項に規定する者がないときは、４，５９６，０００円とし、これらの者があるときは、４，５９６，０００円にこれらの者１人につき３８０，０００円（中略）を加算した額とする。

２　（略）

第５条　法第６条（中略）に規定する所得の額は、その所得が生じた年の

　翌年の４月１日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法第３２条第

　１項に規定する総所得金額（中略）から８０，０００円を控除した額と

　する。

２　次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規　　　　　定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

　一　前項に規定する道府県民税につき、地方税法第３４条第１項第１号、第２号、第４号又は第１０号の２に規定する控除を受けた者については、（中略）医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額（中略）に相当する額

　二　前項に規定する道府県民税につき、地方税法第３４条第１項第６号　　に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害　　者一人につき２７０，０００円（当該障害者が同号に規定する特別障　　害者であるときは、４００，０００円）

　三－六　（略）

　（３）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和３９年厚生省令第３８号。以下「規則」という。）

第４条　受給者は、特別児童扶養手当所得状況届（以下「所得状況届」という。）（中略）に第１条第六号及び第七号に掲げる書類等を添えて、毎年８月１２日から９月１１日までの間に、これを都道府県知事に提出しなければならない。（後略）

第２２条

１　都道府県知事は、第４条（中略）の規定により提出された所得状況届を受理した場合において、法第６条から第８条までの規定に該当しないと認めたときは、当該届書に添えて提出された特別児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに特別児童扶養手当証書を作成し、これを当該受給者に返付し、又は交付しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の届書を受理した場合において、法第６条から第８条までの規定により手当を支給しないときは、特別児童扶養手当支給停止通知書を当該支給停止者に交付しなければならない。

３（略）

（４）児童扶養手当法

第３条　この法律において「児童」とは、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者又は２０歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

２－３（略）

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年８月１４日、手当を受給中である審査請求人は、令和２年度における手当の所得審査（支給要件の確認）のための所得状況届を処分庁に提出した。

（２）令和２年１０月１３日、処分庁の担当者は、審査請求人に架電し、審査請求人の令和元年の所得額が所得制限限度額を超えており、手当が支給停止になる旨を説明した。

（３）令和２年１０月１４日、処分庁は、審査請求人に対して、同年９月３日付けの手当の支給停止通知書（支給停止期間は令和２年８月から令和３年７月まで）を送付した。

（４）令和２年１０月２１日、審査請求人が処分庁を訪問し、審査請求人の市府民税の額が変更された旨の決定通知を提示したところ、処分庁の担当者は、医療費控除及び特別障がい者扶養控除が新たに追加されていることを確認したことから、審査請求人に対して、改めて所得審査を行い、結果を通知する旨を説明した。

本件所得情報には、判定日の欄に令和２年１０月２１日、支給開始年月日の欄に令和２年８月、判定結果の欄に「認定（支給停止）」と、また、「所得６，５５１，７１２円」、「医療費控除９０，９８０円」、「小規模企業共済等掛金控除４７，８８０円」、「社会保険料控除８０，０００円」、「特別障がい者扶養控除　２人　８００，０００円」、「控除後所得５，５３２，８５２円」、「所得限度額合計５，３５６，０００円」と記載されている。

（５）令和２年１１月６日、処分庁の担当者は、審査請求人に架電し、審査請求人の所得を再度審査したところ、支給停止の結果であった旨を説明した。

（６）令和２年１１月１１日、処分庁は、審査請求人に対して、同年１０月２１日付けの本件処分の通知書を送付した。

本件処分の通知書には、「あなたは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（第６条、第７条、第８条）の規定により、次のとおり支給停止となりましたので通知します。」、「支給停止の期間　令和２年８月から令和３年７月まで」と記載されている。

（７）令和２年１２月８日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第６条において、手当は、受給資格者の前年の所得が、前年の１２月　　３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、施行令で定める額以上であるときは、その年の８月から翌年の７月までは、支給しないと定めている。施行令で定める額とは、施行令第２条において、４，５９６，　　　０００円に扶養親族等１人につき３８０，０００円を加算した額とされている。これを本件処分について計算すると、５，３５６，０００円となる。

これに対して、審査請求人の令和元年の所得額は、前記２（４）のとおり６，５５１，７１２円であり、この額から施行令第５条第１項に定める８０，０００円、施行令第５条第２項第１号に定める医療費控除額として９０，　９８０円、小規模企業共済等掛け金控除額として４７，８８０円及び同条第２項第２号に定める特別障害者２人分の８００，０００円を控除すると、５，５３２，８５２円となる。そしてこの額は、施行令第２条第１項で規定する所得制限額の５，３５６，０００円を超えている。

したがって、審査請求人の前年の所得が所得制限を超えていることを理由としてなされた本件処分には、違法又は不当な点はない。

（２）審査請求人は、自身の収入が減少することや家庭の事情を述べ、手当の支給継続を求める旨主張する。

　　　しかしながら、手当の支給は法定受託事務であって、処分庁には、法令等による事務処理が義務付けられており、処分庁が法令等とは異なる独自の基準を設けるなどして、法令等の定めとは異なる運用によって手当を支給することは認められないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

（３）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第６　付言

　本件の審査請求人においては、本件処分が特別児童扶養手当支給の所得制限限度額を超えていることを理由とするものである旨を十分認識して審査請求を行っていることから、理由提示の不十分さが問題とされることは実際上ないものと解されるが、本件処分の通知書には、処分の根拠となる法令が記載されているのみであることから、以下付言する。

一般的に、処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人によっては、処分の根拠となる法令が記載されているのみでは、不服申立ての便宜が損なわれる場合がないとも言えないし、また、行政庁の判断の慎重・合理性を担保するためにも、処分庁は、処分の通知書において、処分の根拠法令を記載するだけでなく、手当の支給停止が所得制限限度額を超えるためであることを被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　福島　豪